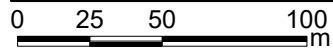
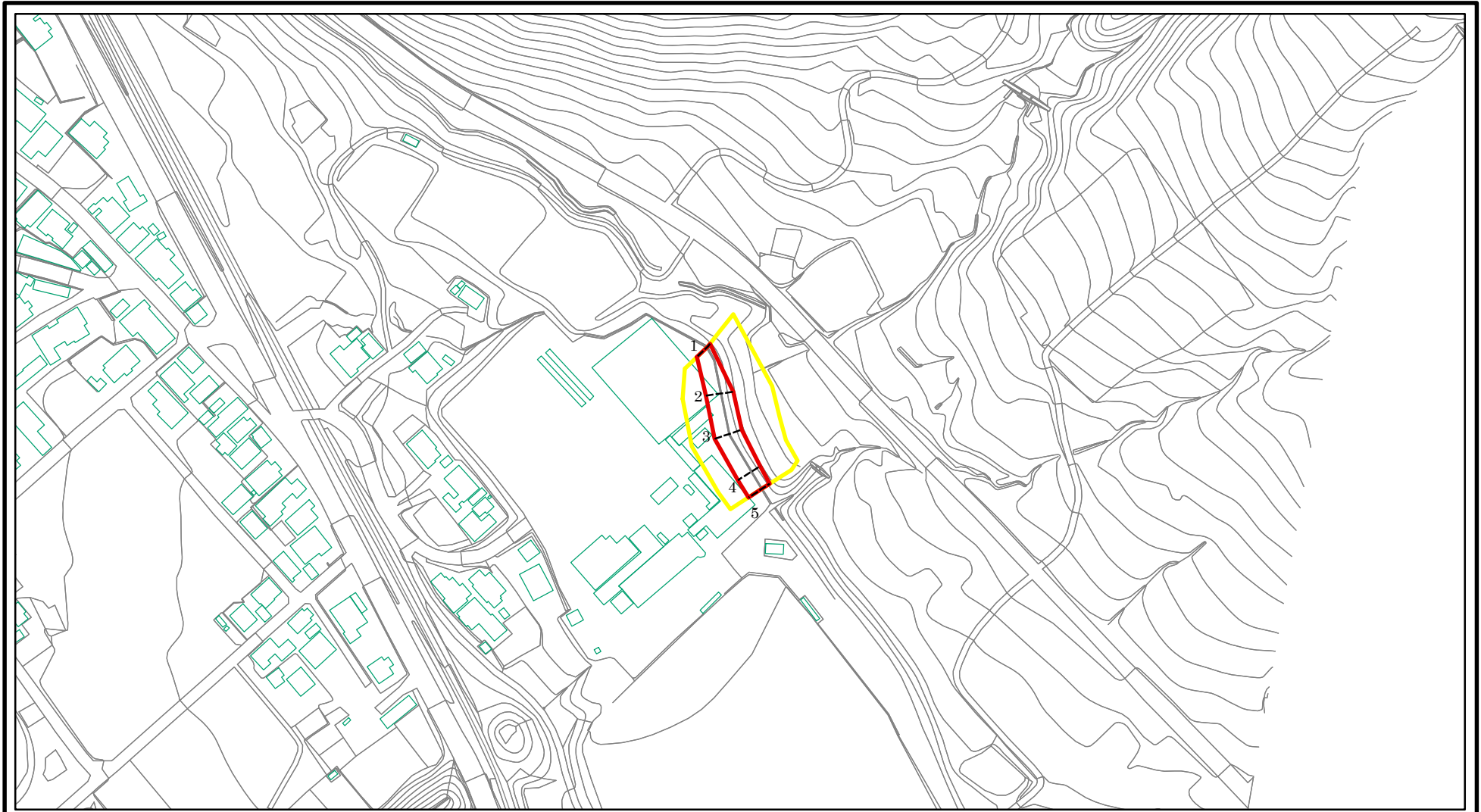




# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)

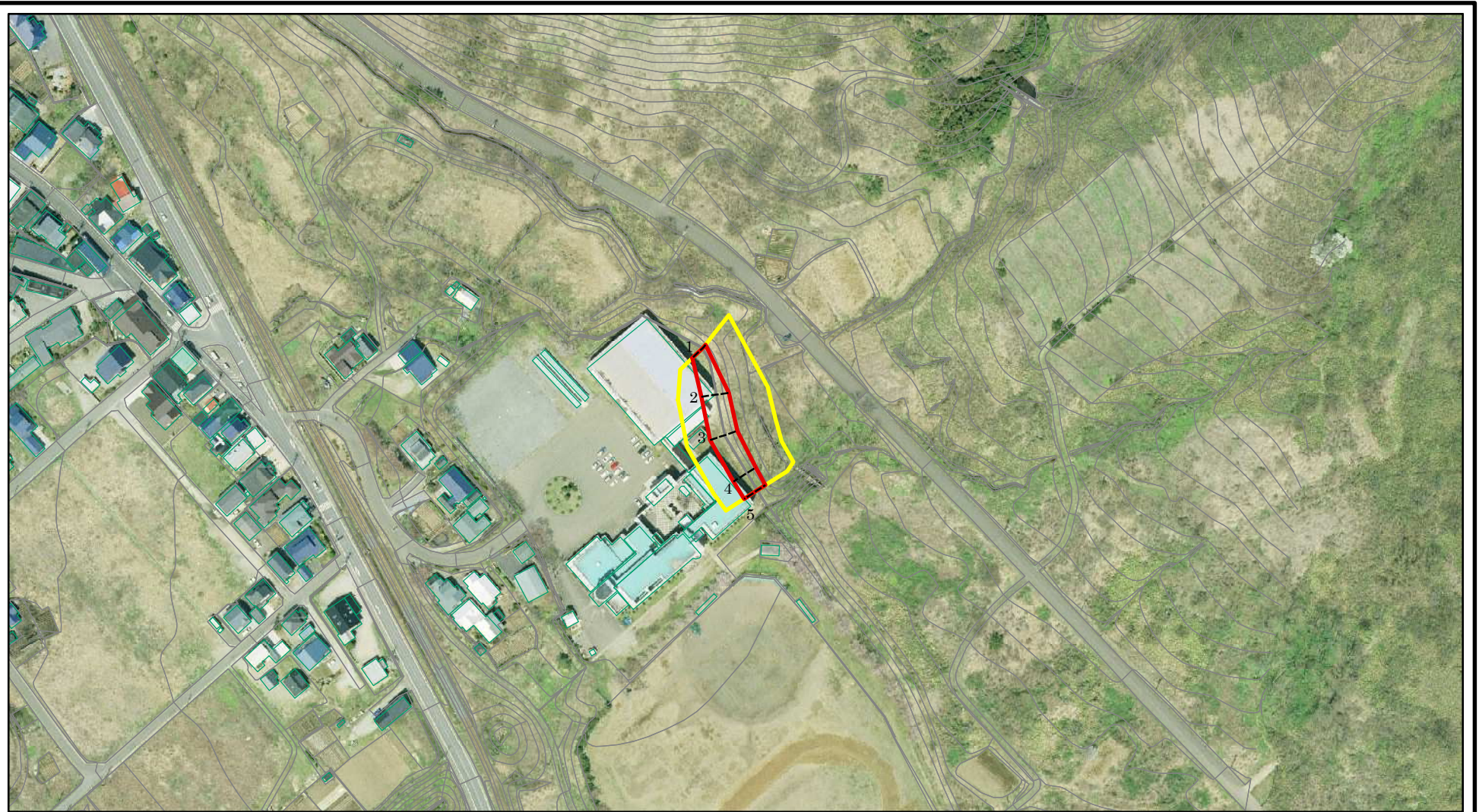


図中の数字は横断測線番号を示す

<b>様式-2(急)</b> <b>土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域</b> <b>区域図(その1)</b>	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		<b>土</b> 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-人32
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第361号	箇所名	椿台
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域			告示年月日	令和3年6月22日	所在地	秋田県山本郡八峰町八森字椿台
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域						
	それ以外の区域						



# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2(急)

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域  
区域図(その1)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域	
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	
それ以外の区域	

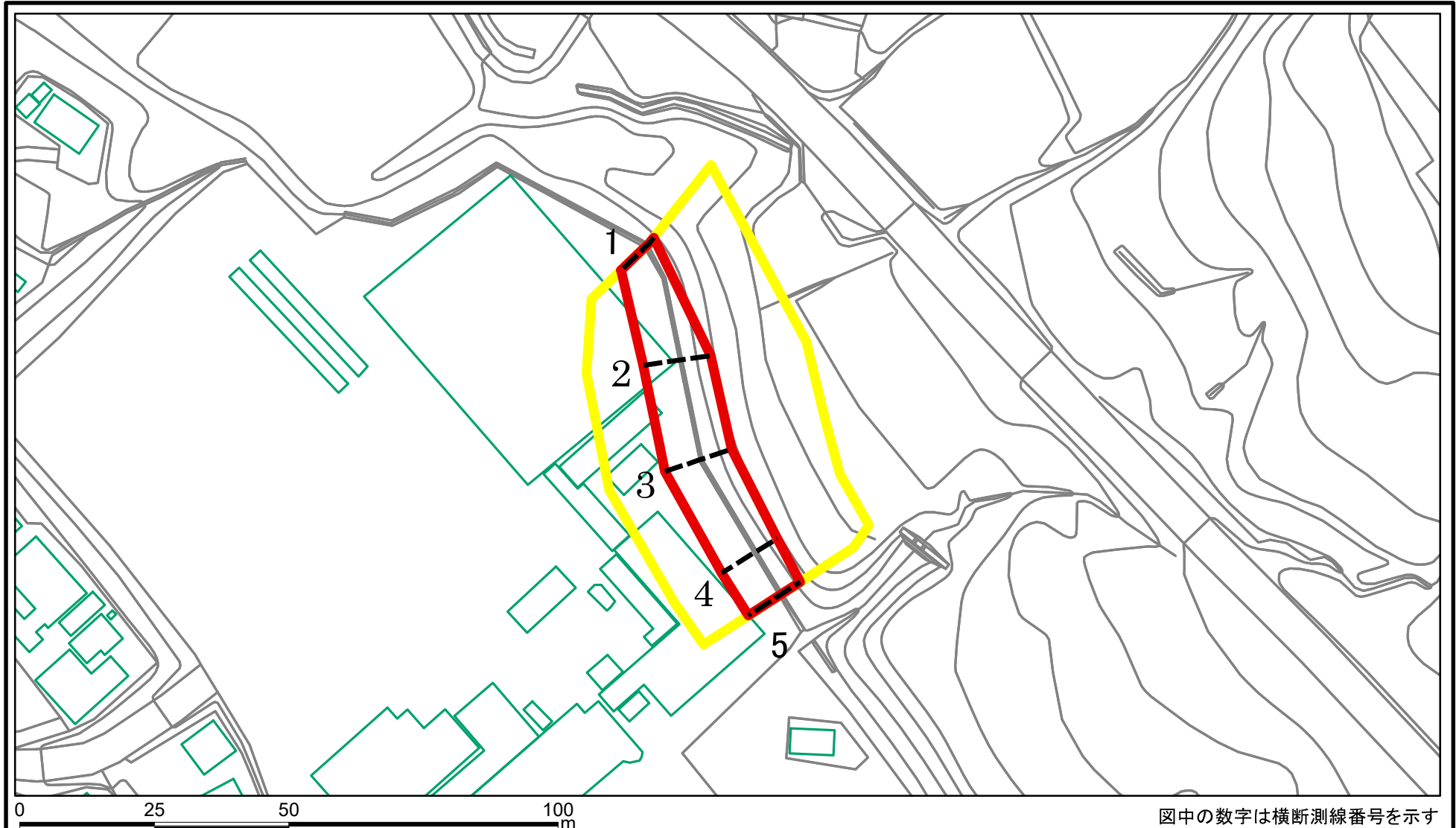
	縮尺
	1:2,500

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
告示番号	第361号
告示年月日	令和3年6月22日

箇所番号	I-人32
箇所名	樺台
所在地	秋田県山本郡八峰町八森字樺台



# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



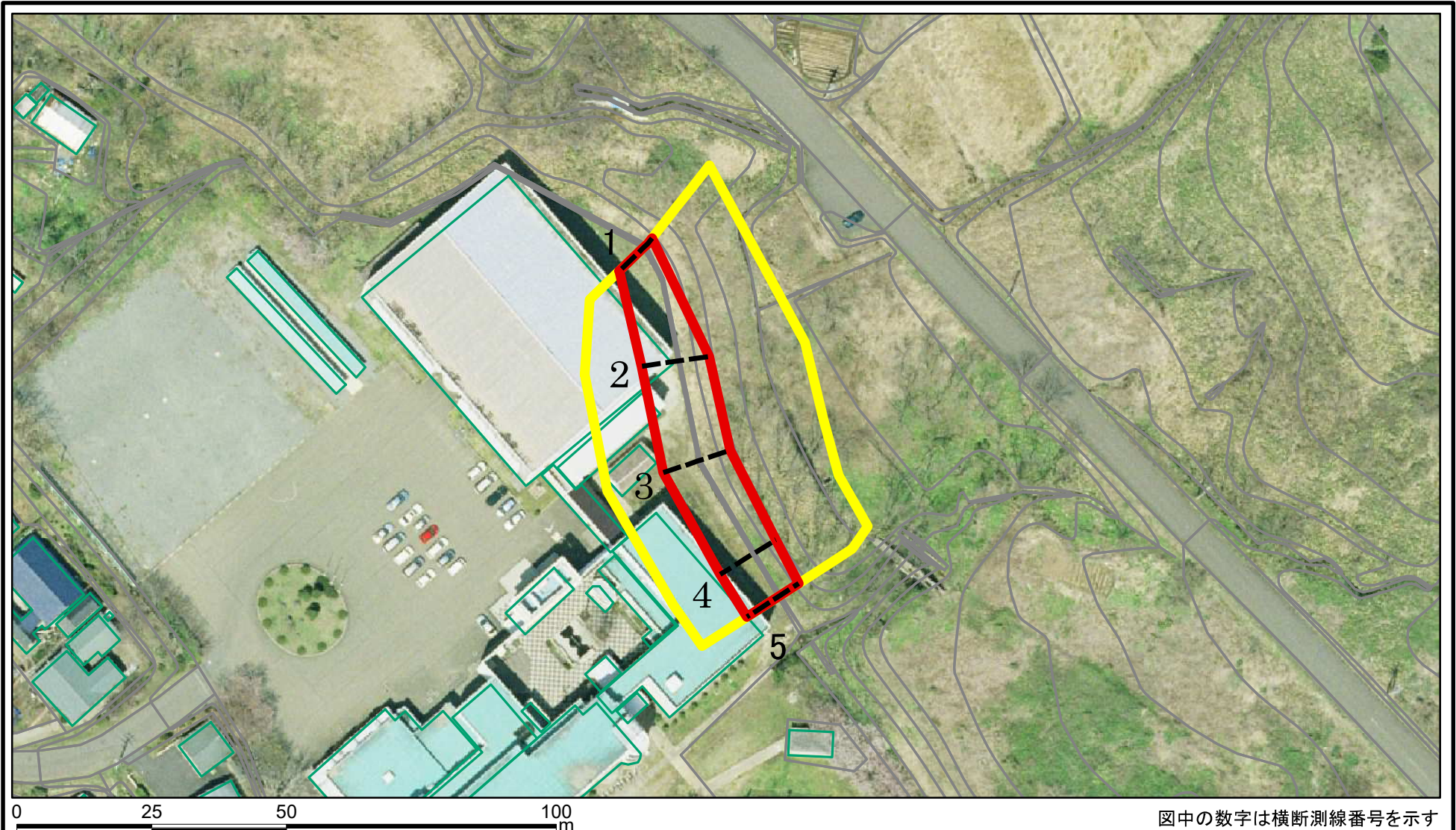
様式-2-1(急)  
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域  
区域図(その2)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域  
土砂災害防止法  
施行令第三条の  
基準に該当する  
区域  
土石等の(移動)高さが1m以下の場合、  
土石等の移動による力が100kN/mを超える区域  
土石等の堆積の高さが3mを超える区域  
それ以外の区域

	<b>土</b> 縮尺 1:1,000

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-人32
告示番号	第361号	箇所名	椿台
告示年月日	令和3年6月22日	所在地	秋田県山本郡八峰町八森字椿台

# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



様式-2-1(急)  
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域  
区域図(その2)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域  
土砂災害防止法  
施行令第三条の  
基準に該当する  
区域

土石等の(移動)高さが1m以下の場合、  
土石等の移動による力が100kN/mを超える区域  
土石等の堆積の高さが3mを超える区域  
それ以外の区域

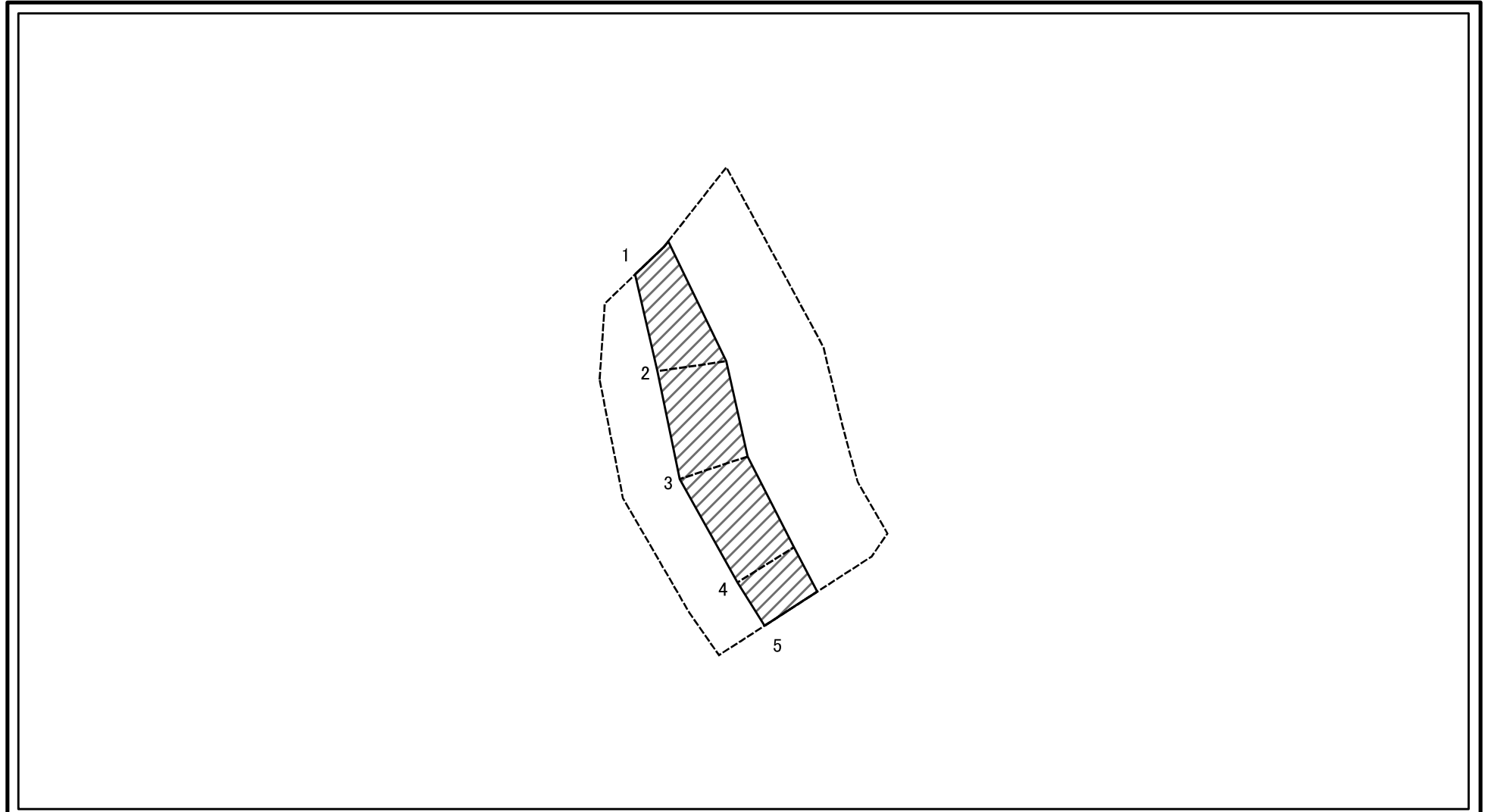





  
縮尺  
1:1,000

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-人32
告示番号	第361号	箇所名	榑台
告示年月日	令和3年6月22日	所在地	秋田県山本郡八峰町八森字榑台

# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-2)

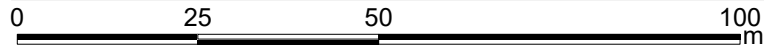
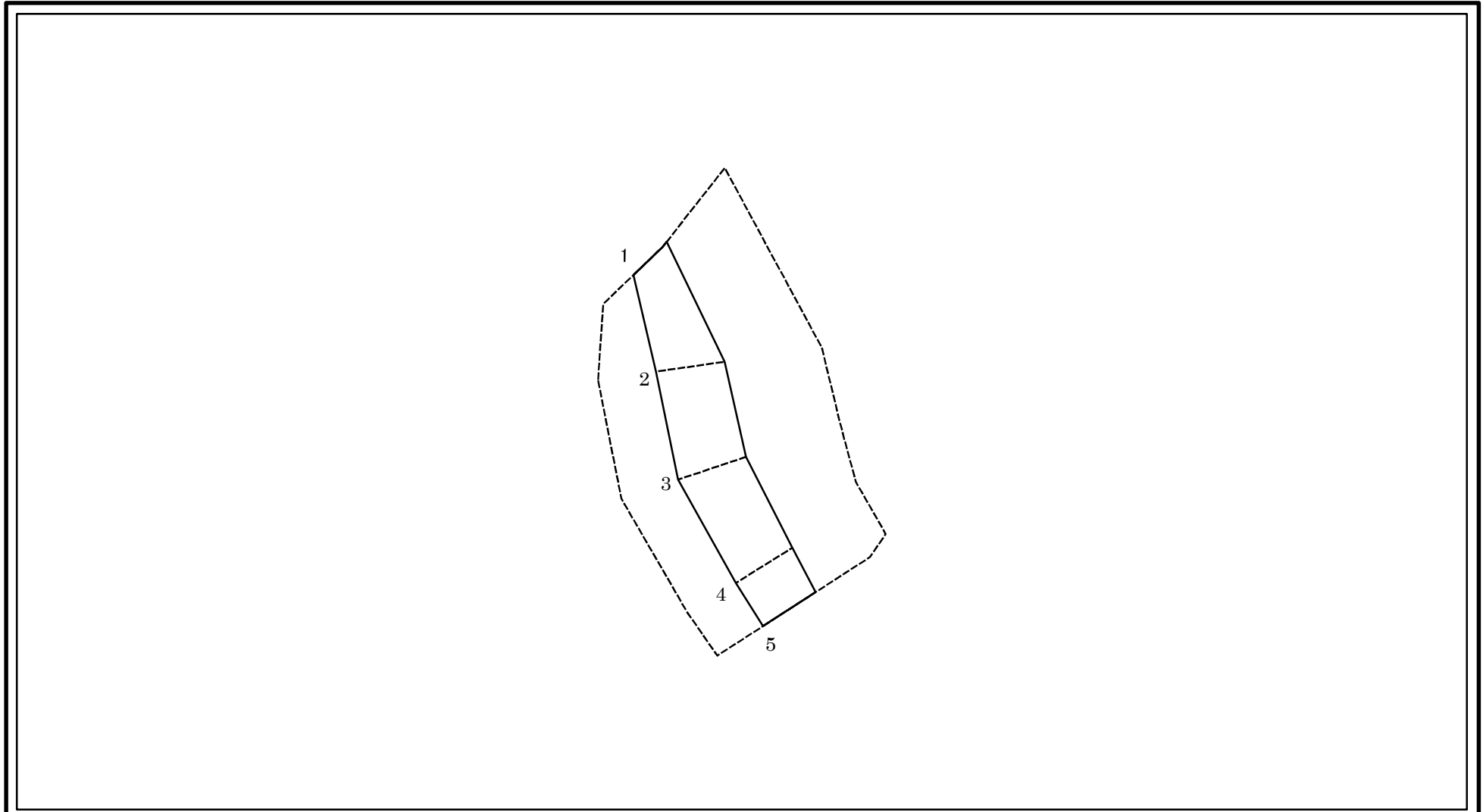


0 25 50 100  
m

図中の数字は横断測線番号を示す

<b>様式-2-2(急)</b> 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:1,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-人32
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第361号	箇所名	椿台
	それ以外の区域		告示年月日	令和3年6月22日	所在地	秋田県山本郡八峰町八森字椿台	

# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-3)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-3(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			土 縮尺 1:1,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-人32
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石等の堆積の高さが3mを超える区域			告示番号	第361号	箇所名	榑台
		それ以外の区域			告示年月日	令和3年6月22日	所在地	秋田県山本郡八峰町八森字榑台

# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その3)(案)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	-	-	85.72	1.00	-	-	8.89	1.69
2 ~ 3	-	-	85.72	1.00	-	-	8.52	1.62
3 ~ 4	-	-	88.27	1.00	-	-	8.98	1.71
4 ~ 5	-	-	88.27	1.00	-	-	9.05	1.73
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								

様式-3(急) 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-人32
	告示番号	第361号	箇所名	樺台
	告示年月日	令和3年6月22日	所在地	秋田県山本郡八峰町八森字樺台